

行政改革審議会第4回会議 議事録要旨

日 時 平成25年2月20日(水)午後2時00分～4時20分

場 所 中央公民館・団体会議室

出 席 審議会；木村会長、内島委員、齋藤委員、竹中委員、池田委員、長澤委員、
竹沢委員、茅原委員、門倉委員
(欠席；江原副会長、富田委員、清水委員)
事務局；春山企画課長、伊平課長補佐、荒川主査

- 次 第
1. 開会
 2. あいさつ
 3. 議事録の確認
 4. 議事
(報告事項)
第1号 本庄市行政改革大綱(案)パブリックコメント結果について
(審議事項)
第2号 本庄市行政改革大綱実施計画(案)について
第3号 本庄市行政改革大綱(答申案)について
 5. その他
 6. 閉会

4. 議事

(報告事項)第1号 本庄市行政改革大綱(案)パブリックコメント結果について

議長 報告事項の第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局(伊平) 大綱(案)のパブリックコメントの結果について報告させていただきます。1月11日から2月12日までの期間で実施いたしました。提出意見は、ありませんでした。

(審議事項)第2号 本庄市行政改革大綱実施計画(案)について

議長 前回会議に引き続き、本庄市行政改革大綱実施計画(案)の審議を行います。

計画第40号「市債の見直し」からとなります。計画第41号「財政収支見通しの策定」および計画第42号「基金の計画的積立」と合わせて事前質問が出ております。

事務局説明をお願いします。

事務局（ 事前質問回答および計画内容について説明 ）

内島委員 計画第41号「財政収支見通しの策定」ですが、4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の現在の数字を教えてくださいか。北海道夕張市の教訓から、示すことになったものですよ。

事務局（春山） 23年度決算で、実質赤字比率：無し、連結実質赤字比率：無し、実質公債費比率：13.4%、将来負担比率：49.3%となっています。

議長 実質公債費比率について、本庄市の財政の自主運営に影響が出てくるラインの数字はいくつでしたか。

事務局（春山） 25%です。これを超えると財政健全化計画の策定が必要になります。また、18%を超えると、地方債の発行について国との協議が必要になります。

議長 計画第42号「基金の計画的積立」ですが、基金の積立額は、いくらでしたか。事務局説明願います。

事務局（春山） 財政調整基金の23年度末の残高ですが、24億1,136万9,542円です。

議長 市の昨年度歳出が大まかに242億円ほどですので、つまり財政調整基金はその10%程度ということになっています。意図的に削って残していく方が良いのか、それとも地域のために遣っていく方が良いのか。そうした視点からも財政を見ていただくとよいと思います。この基金の積み立てにより、少なくとも表向きは、財政が健全であると示すことにはつながります。

事務局（春山） 施設の老朽化等に備えて23年度に設けた基金として、施設等整備基金がありまして、こちらの現在の残高が13億1,480万8,000円となっています。施設整備等基金が出来る前は、先ほどの財政調整基金により対応していましたが、目的に合った基金を設けるべきということで、こちらの基金設置となったものです。

門倉委員 施設整備等基金の想定する「施設」というのは、建物だけなのでしょうか。老朽化した建物だけでなく、たとえば水道管等のインフラは含まないのですか。

事務局（春山） 施設等整備基金は、一般会計の基金として、水道事業については公営企業会計ということで別に特別会計をもっています。水道管の更新などについては、水道事業の自前の会計で予算を計上しています。独立採算であるため、水道管や下水道管については、この基金の対象になりません。

原則として、施設等整備基金は建物を対象としていますが、建物以外でも一般会計で対応すべき大きな施設があれば、それも含むということはありません。

内島委員 この基金が出来た根拠について説明してもらった方がよいと思います。

本庄市内の施設を見渡した時に、統廃合を進めた方がよいと思われるものも多くあります。たとえば、老朽化した施設が点在しているとして、それらを取り壊してその機能を一つの施設に統合する場合、取り壊した施設の跡地は市の財産として活用できるということもあるわけです。そういう説明の仕方をしてもらった方がよいかと。

事務局（春山） ご指摘のとおり、市内には200以上の公共施設があります。これを将来も同じ規模で維持するということが、老朽化した全ての施設を更新することは難しいものがあります。

この点で先導的な役割を果たすことになるのが市民プラザ跡地に建設する複合施設です。中央公民館もコミュニティセンターも老朽化しているという中で、それらの機能を併せ持った施設とします。

こうした手法を進めて、市の負担を少しずつ軽くしていくということを考えていかなければいけません。そうは言ってもやはりある程度の施設の更新というのは必要になってきますので、それに対応すべくこの施設整備等基金を設けたわけです。

議長 そうですね。私が提起させてもらったのは、そういう背景を説明してもらわないと、委員の皆様いきなり市債、財政収支見通し、基金などについての計画シートを見ていただいて、これで審議してくださいといっても難しいのでは、と思ったからです。

次回のこうした機会では、講習というか、ある程度委員の皆様にお話ししてから審議へという流れが必要かと思えます。

続きまして計画第43号「各特別会計の収支均衡化（住宅資金貸付事業特別会計）」になります。

事務局（春山） 住宅資金貸付事業特別会計は、同和対策事業による住宅資金貸付事業を扱ってきた特別会計として、市と借入者との間で契約を行って貸付を行うものですが、国の特別措置法を根拠としていました。同法はすでに廃止となっていますが、現在も償還を行っている方もいます。計画シートにありますように、滞納が多く残っていますので、それに対する強化を図っていくという内容です。

竹中委員 こうした事業が過去にあったのだということを初めて知りました。銀行からの借り入れの場合、返済が出来なくなると、住宅は差し押さえられる可能性があります。市から直接借り入れるということだと、その点は違うのですか。一般市民が借りられたわけですね。

事務局（春山） 同和対策事業として行われたものですので、誰でも借りられたわけではありません。滞納額としては約3億2千万円であり、23年度に償還があった額は660万円ほどです。

内島委員 国の特別措置法に基づいて行われたこの事業で一番問題になっていたのは、貸借間で交わされる契約に法律上の不備があった点と聞いています。現在償還があっても、新たな貸付事業は行ってないわけですから、回収額の方をどう増やすかということを考えていかないと、この審議会にこの計画シートが挙がってきた意味が無いと思うのです。滞納額がこれだけあって、昨年度の回収額はいくらでしたという報告だけでは。

池田委員 滞納者の住宅の処分という措置は行わないのでしょうか。

事務局（春山） 先ほどご指摘がありましたが、特別措置法に基づく契約上の不備があったと聞いています。通常、銀行の貸付け等であれば当然担保を取りますが、この事業における貸付けにあっては、無担保という契約であったということです。

そうしたこともあって、処分という整理はなかなか難しいのが実情です。

議長 この事業における滞納額は、もうかなり昔から議会にも報告がありますが、何年経ってもほとんど額が変わりません。毎回同じ報告と説明ですので、我々にとってはもうお馴染みなのですが、新しくこの滞納額の話を書く方には、やはり強い疑念を与えてしまいます。そのため、借りた方が悪い、貸した方が悪いということではなく、この事業の何らかの見直しが必要と思われます。

そうした理解が無く、この計画シートについての審議というのは難しいかと思われるので、あえて発言させていただきました。

内島委員 住宅資金貸付の回収は引き続き行っていくとして、計画シートの現状欄に「一般会計への繰入れができるようになり」等の記述が見られますので、最近の1年単位として見ればそれほど悪い状況ではないという見方もあると思います。この特別会計については市民に対しきちんと説明をした上で閉じる措置を取って、一般会計に移行することで収束していくという手法もあると思うのです。

重点項目として「財政構造の見直し」という中の計画ですから、そうしたことを踏まえた見直しを進めることも必要と思いますが、市としてはどう考えていますか。

事務局（春山） 現在のところ、この特別会計を全て一般会計に移行するというようなことは出ていません。今後の課題として、そうしたことも含めて検討していくという整理になります。

内島委員 回収不可能な額が多い、こうした滞納を放置することは、市にとって今後良い影響があるとは思えません。今後の方針として、いつまでも残しておくことはできないと思いますので、市民の理解も得て、収束していく方向を考えていくべきでしょう。

議長 特別会計の問題は非常に難しく、短期的に解決できるものではありませんが、審議会として、こうした意見が出たということを事務局は記録しておいてください。

茅原委員 この問題については、もう結論が出ていると思います。国の法の不備が原因であって、いわば市の責任ではないわけですから、後はいかに市民の理解を得るかというところだと思いますが。4月から担当課の体制も変わるということであれば尚更、決断は今だと思います。

議長 続きまして計画第44号「各特別会計の収支均衡化（国民健康保険特別会計）」になります。事前質問が出ています。

事務局（ 事前質問回答および計画内容について説明 ）

事務局（春山） 国民健康保険は市町村単位で国保会計をもっているわけですが、過疎化が進む市町村では今後単独で維持することが難しくなってきます。そうしたことを受けて埼玉県では、県でこれを持つことを検討する動向も見られます。

居住する市町村で保険サービスや負担が異なるという実態があります。本来国保制度は国がつくっているわけですから、国で持つべきなのではないかという議論もあるわけですが、現在は市町村が自前で会計を持っています。

国や県からの交付金もありますが、市町村の持ち出しも当然ありまして、その上で国保被保険者の保険税で負担している部分もあるわけですが、それでもなお国保会計は赤字ですので、それを国保に加入していない市民の税金も含む一般会計から支出しているわけです。そうしないと国民健康保険が運営していけないわけです。

しかしそれがあまりにも多くなると、国保に加入していない方々との間で不公平が

生じますので、その場合において国保税の税率改定が必要になってきます。

齋藤委員 事前質問への回答にあるように、国民健康保険には、所有している固定資産に応じた資産割というのがありますね。つまり、同じ加入者数の世帯であっても、固定資産によって国保税額が異なるという。こうした点で、不公平ではないかという声もあります。

議長 23年度決算で、国民健康保険事業支出が87億8,895万7千円、介護保険事業支出が45億8,001万6千円、後期高齢者医療保険事業支出が6億2,475万9千円、特別会計民生関係で総額130億9,937万3,200円、国民健康保険税の収入が32億4,400万円で、一般会計からの繰入が12億4,817万8千円、となっています。

門倉委員 国、県、市のそれぞれの支出の比率は決まっているわけですか。

事務局(春山) 比率は決まっていますが、実際にはその上での赤字なので、市はその比率以上に支出しています。

内島委員 国保会計については、自治体の国保税の収納率も問題になります。収納率が一定以下に下がってしまうと、国・県の支出を減らされてしまいます。収納率が高いということは自治体が努力しているということになるわけですから。

議長 続きまして計画第45号「各特別会計の収支均衡化(介護保険特別会計)」になります。こちらについてご意見はありますか。

[計画番号第45号について意見無し]

議長 続きまして計画第46号「企業誘致条例各種奨励金の活用」になります。こちらについてご意見はありますか。

内島委員 産業開発室所管の計画ですが、計画第10号「市長の地元企業訪問」も産業開発室の計画シートですね。市内企業を訪問することによる各種調整と、市外の企業誘致との大きく2つが産業開発室の業務ということだと思います。

産業開発室が新たに設置されたとき、その予算が少ないことから、これで企業を本庄市へ誘致することにつながる業務が十分に行えるのか疑問ということから質問させてもらったことがありました。

企業誘致ということになれば、企業だけでなく、県や国に足を運ぶ必要もあると思います。この計画シートにおける奨励金の交付は手続きの部分であり、誘致するにはその前に、本庄市の優れた点を PR することです。産業開発室は、その本庄市の宣伝マン役を担ってもらわなければならないと思います。それが、職員が2名という今の体制と予算では、いかにも少ないです。もっと充実を図るべきではないでしょうか。

門倉委員 内島委員に賛成です。私も営業の仕事をしていますが、2名では正直何もできないと言っても良いのではないのでしょうか。電話番号さえ事欠くでしょう。戦力強化を行うべきでは。

事務局（春山） 総職員数との関係もあります。市の多くの業務がある中で、企業誘致の部門にどれだけ人数を割けるかという。また、誘致できる場所がだんだん無くなってきているのも事実です。

大型の誘致案件を持ってくるには、単に足を運べば良いというものでもなく、どういうルートでどこから話を持ってくるかということが必要であり、その点からは、現在の産業開発室は有効に機能していると思います。

ご意見として、もっと本庄市を売り込んでいくべき、そのためにもっと人とお金を遣っても良いのではないか、ということは承りました。

内島委員 某自治体の例で、非常に交通不便地なのですが、工業団地がありまして、その元の区画に捉われずに進出希望のある企業の要望に応じて区画まで変更するといったような受け入れを行ったり、県の職員と一体になって売り込みの取組みを行ったりしている事例を見聞したことがあります。

そのように、取組み方によっていろいろ工夫ができるわけですので、今2名で何とかうまくやっていますということだけではなく。

行革だからただ無駄を省くということではなく、これから本庄市を PR していこうというのであれば、必要などころには予算と人員の配置とを考えていくべきだと思います。

齋藤委員 今度、児玉地域に有名な飲料水製造の企業が進出するということですね。敷地からいって、相当に大きな規模のものでしょう。地元の雇用も期待できると思います。それについても本当に産業開発室の職員が2名で誘致したということであれば、これは確かに大したものと思いますが、これはそうなのでしょうか。

事務局（春山） その案件については、産業開発室が話をつけたものです。

齋藤委員 そうだとすれば、それは確かに2名でもうまく回っているということですね。

しかし、それでも2名ではやはり限界があるでしょう。

竹中委員 産業開発室は2名で頑張っているということですが、市には他に多くの部署があると思います。それらの部署は産業開発室に協力したりということはないのでしょうか。

事務局（春山） それは、もちろん他の部署は逐一協力しています。たとえば農地に企業進出するような話があれば、農政課が連携しますし。ただ、農政課は農地を守るほうですから、すぐに調整することは難しい面もありますが、いずれにしても全ての課が協力しなければ、企業誘致に係る全業務を2名だけでやるというのは無理な話ですから。

議長 続きまして計画第47号「未利用財産の処分・貸付」になります。事前質問が出ています。

事務局（ 事前質問回答および計画内容について説明 ）

記載に訂正がございまして、現状欄の平成23年度売却件数「26件」とありますが、正しくは「23件」です。また、同貸付件数「29件」とありますが、正しくは「28件」です。

[計画番号第47号について意見無し]

議長 続きまして計画第48号「中期経営計画の策定・実施」になります。事前質問が出ています。

事務局（ 事前質問回答および計画内容について説明 ）

齋藤委員 「膜ろ過施設」ということですが、これは児玉の浄水場だけですか。本庄の浄水場では、こうした指標菌の検出は無かったということですか。

事務局（伊平） 児玉浄水場は「浅井戸方式」を採ってしまして、対して本庄浄水場は岩盤の下から採水する「深井戸方式」を採っている関係があります。本庄は「膜ろ過施設」の設置は行っていません。

議長 以上で、計画第48号まで全ての計画シートの審議が終了しました。お手元には前回会議までの皆様のご意見を踏まえた答申(案)および付帯意見を配付してあります。

これに加えて今日の会議の意見を加えて、答申（案）および付帯意見を作成することになるわけですが、これについては皆様よろしければ議長一任ということをお願いしたいと思います。事務局と調整の上、作成させていただきます。

事務局（ 答申（案）および付帯意見について説明 ）

議長 付帯意見についてですが、市営住宅使用料に加え、保育料の滞納対策強化も加えた方が良いと思います。計画シートはまた別のものになるわけですので。

齋藤委員 保育料の滞納対策について、ぜひ入れるべきと思います。

竹中委員 生活保護の問題で、不正受給対策について入れるのではありませんでしたか。

事務局（春山） 生活保護受給の問題は、審議会の中で話しとしては何度か出ましたが、計画シートとしては設けていませんので、付帯意見としては入れません。その問題は市議会でも、市としてきちんと対処していくことを答弁しています。

竹沢委員 付帯意見について、各意見は計画シートの何号について出たものかということをも明記した方が良いのではないのでしょうか。

事務局（春山） 承りました。

先ほど、内島委員からご質問をいただきました、産業開発室の予算について数字が手元に来ましたので、報告させていただきます。24年度当初予算で、1億2,238万8千円、うち企業への奨励金が1億2,195万円で、残りの43万8千円が旅費等になります。少ないように思われるかも知れませんが、市の各部署でこれほどの旅費予算を持つ部署は他にありません。

内島委員 先ほど出たように、今の市の部署の中で予算が多いかどうかということだけでなく、これから各自治体が企業誘致などに力を入れるようになってくるわけで、その中で本庄市は戦っていかなければならないわけです。

そうした状況を踏まえ、今後、産業開発室の組織の強化に取り組むべきではないかということです。

事務局（春山） ご意見として、承りました。

議長 本庄市の65歳以上人口、高齢化率は23%を超えているわけですから、こうした

企業誘致の話は重要な部分になってきます。

議長 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。皆様長時間にわたりお疲れ様でした。

次回は答申になります。日程は3月28日(木)の午後3時から市役所5階会議室(503会議室)です。あらためて事務局よりご案内させていただきますが、よろしくお願いいたします。

以上